

国立国語研究所言語資源開発センター運営委員会規程

令和 4年 4月 1日
国語研規程 第95号
改正 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61号）第8条の規定に基づき、言語資源開発センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 言語資源開発センター（以下「センター」という。）の基本方針に関すること。
- (2) センターの実施計画に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) センターの自己点検及び評価に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) センター長
 - (2) センターの専任教員
 - (3) 機関拠点型の各共同研究プロジェクトの職員 各1名
 - (4) 研究推進課長
 - (5) 委員長が指名する職員 若干名
- 2 委員長は、センター長をもって充てる。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が原則として年に4回招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、管理部研究推進課との連携によりセンターにおいて処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所コーパス開発センター運営委員会規程（国語研規程第79号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。